

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成8年10月に「さわやかあまがさき障害者計画（尼崎市障害者福祉新長期計画）」、平成22年3月に「尼崎市障害者計画（第2期）」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。平成27年4月には、障害者施策にかかわる様々な法改正や社会状況の変化を踏まえ、「尼崎市障害者計画（第3期）」（平成27年度から32年度まで。以下「本市障害者計画」という。）を策定し、「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念に各種施策を推進してきました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく市町村障害福祉計画については、国の基本指針に基づき、平成18年度から3年ごとに策定してきており、平成27年4月を始期とする「尼崎市障害福祉計画（第4期）」（平成27年度から29年度まで。以下「第4期計画」という。）の策定にあたっては、これら2つの法定計画を一体的に策定し、毎年度、その進捗管理や評価を行うことで、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

これらの計画の策定以降も、国においては障害者制度改革が進められており、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮¹の提供に向けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が施行されました。

さらに、平成28年6月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした検討規定による新たな制度が創設されることや、障害のある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築の推進に向けて、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられるなど、障害のある人を取り巻く環境や施策は大きく変化しています。

このような状況を踏まえて、本市障害者計画については、平成32年度まで継続するとともに、平成30年4月を始期とする「尼崎市障害福祉計画（第5期）」（平成30年度から32年度まで。以下「本計画」という。）については、新たに策定することとなった市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として、今般策定するものです。


¹ 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで、社会的障壁を取り除くため、状況等に応じて行われる配慮。過度の負担にならない範囲で選択する必要がある。

2

障害者施策の動向（障害者自立支援法施行以降）

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 18 年 (2006 年)	4月	↑ 障害者自立支援法	「障害者自立支援法」の一部施行
	6月		「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」の全面施行
	10月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立
	12月		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の成立 「障害者自立支援法」の全面施行 第 61 回国連総会本会議で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を採択 「バリアフリー法」の施行
平成 19 年 (2007 年)	2月	↓	「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定
	4月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行
	6月		「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定
	9月		「障害者権利条約」の署名 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、第 2 次アジア太平洋障害者の十年「びわこミレニアムフレームワーク（BMF）」を補完する「びわこプラスファイブ（BPF）」を採択
平成 20 年 (2008 年)	11月	↓	「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」の成立
	12月		国において「重点施策実施 5 か年計画（後期）」の決定
平成 21 年 (2009 年)	4月	↓	「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」の施行（一部、10 月施行）
	12月		「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の成立
平成 22 年 (2010 年)	4月	↓	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行（一部、平成 22 年 7 月及び平成 27 年 4 月施行）
	3月		「第 2 期兵庫県障害福祉計画」の策定
平成 23 年 (2011 年)	12月	↓	「尼崎市障害者計画（第 2 期）・障害福祉計画（第 2 期）」の策定
	6月		「ひょうご障害者福祉プラン」の策定 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の成立・一部施行（他、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 4 月施行）
平成 23 年 (2011 年)	7月	↓	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立
	8月		「障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）」の成立
	10月		「改正障害者基本法」の施行（一部、平成 24 年 5 月施行）
	10月		「改正障害者自立支援法」の一部施行（「整備法」による）

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 24 年 (2012 年)	3月		「尼崎市障害福祉計画（第3期）」の策定
	4月		「第3期兵庫県障害福祉計画」の策定
	5月		「改正障害者自立支援法」の全部施行（「整備法」による）
	6月		「改正児童福祉法」の施行（「整備法」による）
	10月		ESCAPにおいて、「第3次アジア太平洋障害者の十年」決議（アジア太平洋障害者の十年を延長する決議）を採択
	11月		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立
	11月		「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の成立
平成 25 年 (2013 年)	4月	障害者総合支援法	「障害者虐待防止法」の施行
	5月		ESCAPにおいて、第3次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択
	6月		「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行）
	6月		「障害者優先調達推進法」の施行
平成 26 年 (2014 年)	1月	障害者総合支援法	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立
	4月		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（改正精神保健福祉法）」の成立
	5月		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（平成 28 年 4 月施行）
平成 27 年 (2015 年)	1月	障害者総合支援法	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の成立
	3月		「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行
	4月		国において「障害者基本計画（第3次）」の策定
平成 28 年 (2016 年)	1月	障害者総合支援法	「障害者権利条約」を批准
	3月		「改正精神保健福祉法」の施行（一部、平成 28 年 4 月施行）
	4月		「難病 ² の患者に対する医療等に関する法律」が成立
平成 29 年 (2017 年)	1月	障害者総合支援法	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行
	3月		「ひょうご障害者福祉計画」の策定
平成 30 年 (2018 年)	4月	障害者総合支援法	「尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）」の策定
	5月		「障害者差別解消法」の施行
平成 31 年 (2019 年)	4月	障害者総合支援法	「改正障害者雇用促進法」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）
	5月		「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
平成 32 年 (2020 年)	4月	障害者総合支援法	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立（8 月施行）
	5月		「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立（6 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

² 難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。

3 各障害者施策の概要

年	月	施策	概要
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者自立支援法」の一部施行	平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」のうち、サービスに対する利用者の原則 1 割負担や施設に対する報酬算定の月額制から日額制への変更等が実施された。
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の全面施行	精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅就業している障害のある人に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携を図ることを目的に、平成 17 年 10 月に一部施行されていた「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」が全面的に施行された。
平成 18 年 (2006 年)	10 月	「障害者自立支援法」の全面施行	「障害者自立支援法」のうち、新たな施設・事業体系への移行に関する事項、地域生活支援事業に関する事項等が施行された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「障害者権利条約」を採択	障害のある人の自立の尊重、非差別、社会参加等を原則とし、人権や基本的自由の享有の促進・保護及び尊厳を守ることを目的として採択された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「バリアフリー法」の施行	高齢者、障害のある人等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、①公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、②地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、③心のバリアフリーの推進等が定められ、施行された。
平成 19 年 (2007 年)	2 月	「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量・サービス提供体制を確保するための方策等を定める市町村障害福祉計画として策定した。目標年度は、平成 20 年度としている。
平成 19 年 (2007 年)	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行	児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化することや、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育の実施を規定する等の改正が行われ、施行された。
平成 19 年 (2007 年)	6 月	「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量・サービス提供体制を確保するための方策等を定める都道府県障害福祉計画として策定された。目標年度は、平成 20 年度とされている。

年	月	施策	概要
平成 19 年 (2007 年)	9 月	ESCAP において「びわこプラスファイブ」を採択	「アジア太平洋障害者の十年」の第 2 次計画となる「びわこミレニアムフレームワーク (BMF)」を補完するため、① 7 つの優先領域へ追加的な行動を提供すること、② 戦略 4 分野を 25 の追加的戦略をもつ 5 分野に再構築すること、③ BMF の実施における「協力、支援、モニタリング、レビュー」に 3 つの戦略を追加すること、の 3 点が定められた。
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「重点施策実施 5 か年計画 (後期)」の決定	国の障害者基本計画に基づき、後期 5 年間 (平成 20 年度から平成 24 年度) を計画期間とし、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に寄与するため、① 障害のある人のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと、② ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や障害のある人への情報提供の充実等を図ること、③ 「障害者自立支援法」の見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと、④ 「障害者権利条約」の早期締結を目指して国内法令の整備を図ることといった重点が定められた。
平成 20 年 (2008 年)	4 月	「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」の施行 (一部、10 月施行)	補助犬を使用する身体障害のある人の自立と社会参加のさらなる促進を図るため、「身体障害者補助犬法」の一部が施行された。平成 20 年 4 月から、都道府県は補助犬の同伴または使用に関する苦情を処理する相談窓口を設けなければならないとされ、同年 10 月からは、障害のある人を雇用する事業所や事務所における、補助犬の受け入れが義務化された。
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行	障害のある人の就労意欲の高まりや短時間労働に対するニーズへの対応を図るため、① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大を図るなどの中小企業における障害のある人の雇用の促進、② 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が定められ、施行された。(平成 21 年 4 月から段階的に施行)
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「第 2 期兵庫県障害福祉計画」の策定	第 1 期計画の進捗状況や課題を踏まえた計画改定が行われた。目標年度は、平成 23 年度とされている。
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「尼崎市障害者計画 (第 2 期)・障害福祉計画 (第 2 期)」の策定	国における様々な制度改正や「障害者権利条約」の署名など、社会状況の変化を踏まえ、尼崎市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した。目標年度は、障害者計画を平成 26 年度、障害福祉計画を平成 23 年度としている。

年	月	施策	概要
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「ひょうご障害者福祉プラン」の策定	国の総合的な制度改革等を踏まえ、①親世代が高齢化する中で、障害のある人が行き場をなくすことがない受け皿づくり、②当事者の高齢化に対応できる支援体制の構築、③支援の手が届きにくい人に対応できる支援体制の構築、④生活しやすい社会づくりなどの取り組みの方向が定められた。目標年度は、平成 26 年度とされている。
平成 22 年 (2010 年)	12 月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の成立・一部施行	障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害のある人の地域生活を支援するための法改正で、①利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月施行）、②障害のある人の範囲の見直し（公布日施行）、相談支援の充実（平成 24 年 4 月施行）、③障害のある子どもに対する支援の強化（平成 24 年 4 月施行）、④地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月施行）等が主な内容として定められた。
平成 23 年 (2011 年)	8 月	「改正障害者基本法」の施行（一部、平成 24 年 5 月施行）	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、①障害のある人の定義の見直し、②地域社会における共生の実現、③差別の禁止（合理的配慮義務）、④国際的協調の推進、⑤国民の理解促進と責務等、自立や社会参加支援に重点を置いて規定の改正が行われ、施行された。
平成 23 年 (2011 年)	10 月	「改正障害者自立支援法」の一部施行（「整備法」による）	「整備法」による「改正障害者自立支援法」のうち、重度の視覚障害のある人の外出支援の個別給付化（同行援護の創設）やグループホーム ³ ・ケアホーム利用者への家賃助成に関する規定が定められ、施行された。
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「尼崎市障害福祉計画（第 3 期）」の策定	障害者制度全般にわたる制度の見直しや「改正障害者自立支援法」の施行等の状況を踏まえつつ、相談支援の充実や新たなサービスの創設等への対応を図り、今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供することを目的に策定した。目標年度は、平成 26 年度としている。

³ グループホーム（共同生活援助）

障害のある人が、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を受け、共同で生活する住居。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「第 3 期兵庫県障害福祉計画」の策定	第 2 期計画の進捗状況や課題を踏まえるとともに、「改正障害者基本法」、「改正障害者自立支援法」、「障害者虐待防止法」の成立等を踏まえ、見直しが行われた。目標年度は、平成 26 年度とされている。
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正障害者自立支援法」の全部施行（「整備法」による）	「整備法」による「改正障害者自立支援法」により、①利用者負担の原則応能負担、②相談支援の充実（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法定化、地域移行・定着支援の個別給付化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大）、③成年後見制度 ⁴ 利用支援事業の必須化、④障害のある子どもに対する支援の強化、⑤事業者の業務管理体制の整備等に関する改正規定等が定められ、施行された。
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正児童福祉法」の施行（「整備法」による）	「整備法」による「改正児童福祉法」により、①障害児施設の一元化（児童発達支援センター、障害児入所施設）、②通所支援の実施主体を市町村に移行、③放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、④18 歳以上の障害児施設入所者は障害保健福祉施策による対応等が定められ、施行された。
平成 24 年 (2012 年)	5 月	ESCAP において、「第 3 次アジア太平洋障害者の十年」決議を採択	ESCAP 総会において、「第 3 次アジア太平洋障害者の十年（2013－2022 年）」決議が採択された。
平成 24 年 (2012 年)	10 月	「障害者虐待防止法」の施行	障害のある人の尊厳を守り、自立と社会参加を支援するうえで、虐待を防止することが極めて重要であるとして、①障害のある人に対する虐待の禁止、②国や地方公共団体等の責務、③虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援のための措置、④養護者に対する支援のための措置等が定められ、施行された。
平成 24 年 (2012 年)	11 月	ESCAP において、第 3 次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択	「第 3 次アジア太平洋障害者の十年（2013－2022 年）」の行動計画として、「仁川（インチョン）戦略」が採択され、「貧困の削減と労働・雇用の見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等、障害者施策に関する 10 の目標、期間内に達成すべき 27 のターゲット及びその進捗状況を確認するための 62 の指標が設定された。

⁴ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が被害や不利益を被らないよう、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約等に対して支援を行う制度。

年	月	施策	概要
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行）	「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、①障害のある人の範囲の見直し（障害のある人の範囲に難病等を追加）、②障害支援区分の創設、③障害のある人に対する支援の拡充（重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等）、④サービス基盤の計画的整備等が定められ、施行された。
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者優先調達推進法」の施行	障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済的自立を進めるため、①公契約における障害のある人の就業を促進するための措置、②障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供等が定められ、施行された。
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行	「公職選挙法」の一部改正により、①成年被後見人の選挙権の回復、②病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化、③代理投票における補助者の見直し等が定められ、施行された。
平成 25 年 (2013 年)	9 月	「障害者基本計画（第 3 次）」の策定	「改正障害者基本法」に基づき、政府が策定する障害者施策に関する基本計画として策定された。①障害者施策の基本原則等の見直し、②計画期間の見直し、③施策分野の新設（「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 分野を新設）、④既存分野の施策の見直し、⑤成果目標の設定、⑥計画の推進体制の強化等が主な特徴として見直されている。 目標年度は、平成 29 年度とされている。
平成 26 年 (2014 年)	1 月	「障害者権利条約」を批准	平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 19 年 9 月に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」について、条約締結に向けた国内法の整備が充実したこととともない、平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 141 番目の締約国・機関となった。
平成 26 年 (2014 年)	4 月	「改正精神保健福祉法」の施行（一部、平成 28 年 4 月施行）	精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、①保護者制度の廃止、②医療保護入院における入院手続等の見直し等について改正が行われ、施行された。

年	月	施策	概要
平成 27 年 (2015 年)	1 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査・研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることが定められ、施行された。
平成 27 年 (2015 年)	3 月	「ひょうご障害者福祉計画」の策定	障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、①人材育成、障害福祉サービス等の充実、保健・医療体制の強化等、②特別支援教育の充実、スポーツ・芸術文化活動、国際交流推進等、③一般就労拡大、福祉的就労の充実、労働環境の向上、職場定着支援等、④すまいの確保、バリアフリー化、情報アクセシビリティ ⁵ の確保等、⑤権利擁護の推進、防災対策の強化、防犯対策の推進、災害被災地支援等の取り組みの方向が定められた。目標年度は、平成 32 年度とされている。
平成 27 年 (2015 年)	4 月	「尼崎市障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 4 期）」の策定	「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」等の国における様々な制度改正、社会状況の変化を踏まえ、尼崎市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した。目標年度は、障害者計画を平成 32 年度、障害福祉計画を平成 29 年度としている。
平成 28 年 (2016 年)	4 月	「障害者差別解消法」の施行	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、①国の行政機関や地方公共団体等や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること等が定められ、施行された。

⁵ 情報アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

年	月	施策	概要
平成 28 年 (2016 年)	4 月	「改正障害者雇用促進法」の一部施行	雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止や障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するため、①障害のある人に対する差別の禁止、②事業主による合理的配慮の提供義務、③苦情処理・紛争解決、④精神障害のある人の雇用義務化（精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に追加）等が定められ、施行された。
平成 28 年 (2016 年)	5 月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行	平成 28 年 4 月に公布された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、同年 5 月に施行された。基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議や成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
平成 28 年 (2016 年)	6 月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 (一部、平成 30 年 4 月施行)	「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援の二つのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として改正された。
平成 28 年 (2016 年)	8 月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行	個々の支援に関する規定を見直すだけでなく、法施行後の約 10 年の間に発展してきた共生社会の実現に関する理念を本法に明記することが望ましいことから、①障害者基本法の基本的な理念にのっとり、②発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること、③障害に基づく差異を否定的な評価の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを規定した。

